

橋本市民病院 クレジットカード
決済に係る指定代理納付業務委託
(公募型プロポーザル)

仕様書

2024年12月

橋本市民病院

1. 業務名

橋本市民病院クレジットカード決済に係る指定代理納付業務

2. 業務場所

和歌山県橋本市小峰台2丁目8番地の1 橋本市民病院

3. 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和12年3月31日までとする。但し、業務開始日は令和7年4月1日とし、契約締結日から令和7年3月31日までは引継ぎ期間とする。

4. 当院の概要

(1) 許可病床数 (2024年4月1日現在)

300床

(2) 患者数 令和6年度4月から10月まで

入院患者数 (延べ) 43,027人

外来患者数 (延べ) 74,200人

(3) 窓口取扱い金額 令和6年度4月から10月まで

410,900千円

うち、クレジットカード決済額 120,227千円 (29.3%)

(4) 取扱い※5 大国際ブランド

Visa MasterCard

※5 大国際ブランドとは、Visa Mastercard JCB American Express Diners Club
を指す

5. 業務内容

(1) 受託者は、当院と加盟店契約 (立替え払い型) を締結し、会計窓口・救急窓口
にカード決済端末を設置し、入院及び外来に係る診療費及び文書料、健康診断料等 (以下、「診療費等」という。) に係る費用のクレジットカード決済を行う。カード決済端末の台数は計5台とし、設置場所は以下のとおりとする。

① 会計窓口 1台

② 救急窓口 1台

③ 自動精算機 (当院に設置してあるものを使用) 3台

(2) 使用できるカードブランドは、VISA 又は MasterCard とし、これら以外のブランドについては、提案により付加することは可能とするが、決済手数料は同一とする。

(3) 当院での利用者の支払い方法は、一括払いのみとする。

(4) クレジットカードにおいて、契約方式は第三者納付の立替え払い方式とする。

- (5) クレジットカード納付による立替金を振り込む際の手数料は、受託者の負担とする。
- (6) 手数料の支払については、後払い方式（立替払い金から手数料を差し引かない。）とし、受託者から別途請求書及び手数料の積算がわかる明細書を送付し、委託者は請求を受けた日から30日以内に受託者へ支払うものとする。手数料に1円未満の端数が生じた際は、その端数は切り捨てるものとする。
- (6) 受託者は、クレジットカードによる収納金の当院への振り込みを月2回までとし、締日以後1ヶ月を超えない所定の期日までに当院の指定する金融機関口座へ全額振込むこととする。

6. 端末機

- (1) 設置するカード決済端末機は、Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Clubの利用が可能な端末を用意し、委託者が別途当該決裁事業者と契約を結んだ際には、これらの利用が可能な状態にすること。
- (2) 当院で使用する自動精算機（(株)アルメックス社製自動精算機（TH-X））3台においても、クレジットカード決済が可能とする。
- (5) 通常の使用状況下でのカード端末機等の故障時の保証・修理費用は納付事業者負担とし、故障時は速やかに対応するものとする。なお、トラブル発生時の担当者を指定し、連絡体制を構築すること。
- (6) インターネット回線敷設費用及び認証処理等に係る費用は当院が負担する。
- (7) 自動精算機の登録更新の手数料は納付事業者負担とする。
- (8) 導入時のサポートサービスとして、接客、端末操作のマニュアルを整備し、研修を実施するものとする。

7. 個人情報の保護

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、厳重に取扱うこと。
- (2) 情報セキュリティ対策を徹底するものとする。

8. 損害賠償

業務中に、受託者の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、直ちに甲への詳細な説明を行い、甲の指示により賠償の責に任じなければならない。また第三者に損害を与えた場合は受託者の責に於いて解決しなければならない。当該賠償の費用等は受託者が負担するものとする。この他、立替払い金の遅延や入金の不履行などの損害、クレジットカードの不正使用による損害に対しては、受託者がその責を負う。

9. その他

- (1) 本契約締結から委託業務開始までの期間を、業務開始に向けた準備期間とし、誠意をもって協力すること。ただし、準備期間内に発生する費用は、受託者が負担すること。
- (2) 受託者は、本契約の満了又は解除に伴い本業務を停止するときは、引継ぎ等に十分に配慮し、本業務の遂行に支障をきたすことのないようにすること。

尚、他業者に本業務が移行することとなった場合、委託者の要望に応じて全ての資料、データの提供を行い、次受託者への業務引き継ぎ等、誠意を持って行うこととする。また、本業務に係る委託者の全ての資料、データは委託者に所有権が帰属するものとし、受託者は委託者の了承無く使用することはできない。

- (3) 本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容変更及び委託者と受託者間において疑義が生じた事項については、双方が誠意をもって協議し定めること。